

平成 30 年分

山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要**や**計算のしかた**について説明しています。
4～15 ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 山林所得の範囲	17
II 所得税が課税されない山林所得	17
III 山林所得の金額の計算方法	18
IV 山林所得の税金が軽減される特例	20

山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22 ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)もかかります。**
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14 ページ参照。国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

I 山林所得の範囲

1 山林所得とは

所有期間が 5 年を超える山林を、①**伐採して譲渡したり**、②**立木のままで譲渡したこと**による所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得**になります。

※ 山林を取得してから 5 年以内に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

- (1) 次の事由により、山林の移転があった場合
 - イ 法人に対する贈与や遺贈、時価の 2 分の 1 未満の価額による譲渡
 - ロ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈(個人に対するものに限ります。)
 - (2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合
 - (3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合
 - (4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合
 - (5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合
- ※ 上記(1)及び(2)は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。

II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が 5 年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じても、**その損失はなかったもの**とされます。

- 1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合
- 2 山林を相続税の物納に充てた場合
- 3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林(山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。)を譲渡した場合

記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち**山林所得、不動産所得又は事業所得**を生ずべき業務を行う**全ての方**は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を**帳簿に記載しなければなりません。**

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類は**保存しなければなりません。**

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。税務署にお尋ねください。

Ⅲ 山林所得の金額の計算方法

山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\begin{array}{c} \text{収入金額※} \\ - \\ \text{必要経費} \\ - \\ \text{山林所得の特別控除額 (50万円)} \\ \left[\begin{array}{l} \text{(収入金額－必要経費)} \\ \text{の額が限度額} \end{array} \right] \\ - \\ \text{青色申告特別控除額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{青色申告者について} \\ \text{10万円以内の一定額} \end{array} \right] \\ = \\ \text{山林所得の金額} \end{array}$$

※ 平成30年分の山林所得の収入金額は、平成30年中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林（**所有期間が5年を超えるもの**に限ります。）の譲渡代金の合計額ですが、次の点に注意してください。

- 1 平成30年中に譲渡した山林 …… 売買契約などに基づいて、平成30年中に買主などに引き渡した山林ですが、平成30年中に引渡しが行われていない山林であっても、平成30年中に売買契約の効力が生じているものは、**平成30年中に譲渡した山林**として申告することができます。
- 2 未収入金 …… 平成30年中に譲渡した山林の譲渡代金を平成30年中に受け取っていない場合でも、**未収入金を含めた譲渡代金の全部**が平成30年分の収入金額になります。

必要経費

特別控除額

山林所得の金額

譲渡価額（収入金額）

平成30年分の山林所得の収入金額から控除される**必要経費の計算方法**には、次の1及び2の方法があります。

1 原価計算による方法

平成30年分の山林所得の必要経費は、平成30年中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です（「参考事項1」19ページ参照）。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額」と②「その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額」との合計額になります。

なお、平成30年中に支出したこれらの費用であっても、平成30年中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、平成30年分の必要経費にはなりません。

2 「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕

平成15年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます（「参考事項2」19ページ参照）。

$$\left(\begin{array}{c} \text{山林の譲渡収入金額} \\ - \\ \text{伐採費・譲渡に要した費用} \end{array} \right) \times 50\% + \begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡に要した費用} \\ + \\ \text{被災事業用資産の損失の金額} \end{array}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「申告書第三表（分離課税用）」の【特例適用条文】欄の「**措法**」を「○」で囲み「□□□」内に「30%」と記入してください。

50万円の山林所得の特別控除があります（（収入金額－必要経費）の額が限度額）。

〔注〕 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の**森林計画特別控除**や、収用などにより山林を譲渡した場合の**5,000万円の特別控除**があります（20、21ページ参照）。

青色申告者は、必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額（**最高10万円**）を青色申告特別控除額として控除することができます。

1 10万円－（不動産所得や事業所得から控除した青色申告特別控除額）

2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額（山林所得の特別控除後の金額）

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高65万円の特別控除とがありますが、65万円の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高65万円を控除できることとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり65万円の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

参考事項 1

【原価計算による方法の必要経費（18ページ）について】

○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人件費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人件費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 平成30年中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額（保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。）です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

(イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。

※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

(ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 平成29年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{平成29年分の山林所得の金額}}{\text{平成29年分の各種所得の金額の合計額}} \\ \left(\text{給与所得、退職所得を除きます。} \right)$$

※ 山林を延払条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

(ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限りします。

(ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者（白色申告者に限りします。）と生計を一にする15歳以上の親族で、平成30年中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者（以下「事業専従者」といいます。）がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうち**いずれか低い方**の金額です。

A 50万円（その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円）

B （事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人件費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

参考事項 2

【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕の必要経費（18ページ）について】

(1) 平成16年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成15年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

(2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人件費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費（「参考事項1」の(3)、(4)参照）は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額（「参考事項1」の(ハ)、(ニ)参照）は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

(3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について平成30年中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

Ⅳ 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。

しかし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

(1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいずれか低い方の金額(「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が「森林計画特別控除額」として控除されます。

イ 収入金額基準額

$$\left(\begin{array}{c} \text{平成 30 年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} \\ - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \end{array} \right) = A$$

- ① Aの金額が2,000万円以下のとき $A \times 20\%$
- ② Aの金額が2,000万円を超えるとき $A \times 10\% + 200 \text{ 万円}$

ロ 所得基準額

$$\left(\begin{array}{c} \text{平成30年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額 B} \\ - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \end{array} \right) \times 50\%$$
$$- \left\{ \begin{array}{c} \text{B に対応する部分の必要経費} \\ - \left(\begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡に要した費用} + \text{B に対応する部分の被災事業用資産の損失の金額} \end{array} \right) \end{array} \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、平成30年中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときなどは、この特例が受けられなくなります。

(2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□条□」内に「30条2」と記入するとともに、次の書類を申告書とともに提出してください。

イ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがる時は農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

ニ 森林経営計画書の写し

2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例か、(2)代替資産を取得した場合の課税の特例か、**いずれか一方**の特例の適用を受けることができます。

(1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に取り買取りなどの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額(特別控除額50万円を控除する前の金額)から5,000万円(山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額)が控除されます。

(2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。

また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

しかし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます(19ページ「参考事項1」の(5)のロの(イ)参照)。

4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「必要経費」欄の上段に、その求償権の行使ができなくなった金額(「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。))で計算します。を「**¥×××円**」と記載し、併せて「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「**所法**」を「○」で囲み「□□□条□項」内に「**64条2項**」と記載してください。

しかし、次の場合にはこの特例は適用されません。

(1) **事業の遂行上生じた保証債務を履行するため山林を譲渡した場合**

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます(19ページ「参考事項1」の(5)のロの(イ)参照)。

(2) **山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合**